

(2) 他の教諭の普通免許状又は養護教諭の普通免許状を有しない場合

免許状の取得は、単位修得後に学校給食法第7条に規定する学校栄養職員、その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として在職している者に限る（栄養教諭を除く。）。

所要資格		栄	附則17項-2
基礎資格	栄養教諭2種免許状	栄養士法第2条第1項の規定により、栄養士の免許を受けていること。	
	栄養教諭1種免許状	栄養士法第2条第3項の規定により、管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	
授与を受けようとする免許状		栄養教諭2種免許状	栄養教諭1種免許状
経験年数 注1		3年	3年
最低修得単位数 注2		8	10
大学において修得することの基礎的理解に関する科目等 注6	栄養に係る教育に関する科目 注3		
	----- 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ----- 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ----- 食生活に関する歴史的及び文化的事項 ----- 食に関する指導の方法に関する事項	2	2
	教育の基礎的理解に関する科目		
	----- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ----- 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ----- 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
	----- 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ----- 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ----- 生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	1	1
	----- 栄養教育実習 注4	1	1
	----- 自由選択科目 注5	3	5
	----- 計	6	8
	----- 合計単位数	8	10

注1 経験年数は、基礎資格取得後に、学校給食法第7条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として勤務した次の期間
 (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の学校栄養職員の職
 (2) 共同調理場の学校栄養職員の職
 (3) 教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者

注2 最低修得単位数は、基礎資格取得後に修得した単位とする。

注3 「栄養に係る教育に関する科目」の単位は、点線内の各事項を必ず修得すること。

注4 「栄養教育実習」の単位は、免許法第3条の2に規定する特別非常勤講師として1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した経験年数1年につき、1単位の割合で、この表に掲げる「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位をもって、「栄養教育実習」の単位に替えることができる。

注5 「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の「自由選択科目」は、この表に掲げる「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」から選択して修得する。

注6 「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項の中から選択して修得する。